

7 文 庁 第 6529 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 文 部 科 学 省 所 管 独 立 行 政 法 人 の 長
公 益 財 団 法 人 日 本 博 物 館 協 会 会 長
全 国 美 術 館 会 議 会 長

文化庁次長
日 向 信 和

「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する
告示」の公布について（通知）

この度、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示」（令和 8 年文部科学省告示第 69 号。以下「本告示」という。）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、同日から施行されました。

本告示は、博物館法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）による法の目的や博物館の事業に関する改正、博物館の登録制度の変更等や、改正法に係る附帯決議、文化審議会文化施設部会博物館ワーキンググループでの審議等を踏まえ、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 8 条に基づき、博物館の健全な発達を図るために文部科学大臣が策定・公表することとされている「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 23 年文部科学省告示第 165 号。以下「旧告示」という。）の全部を改正したものです。

改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、各関係機関におかれては、これらを十分に御了知の上、所管の博物館に対して本告示について周知を図るとともに、本告示に示された望ましい姿を実現するために適切な指導又は助言をお願いします。また、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）及び改正法の趣旨に鑑み、各地方公共団体におかれては、博物館に係る事務を担当する部局と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業担当部局その他の関係部局間の有機的な連携に格別の御配慮をいただくとともに、域内の市（指定都市を除く。）区町村等の関係機関及び関係団体に対してもこの旨を周知くださるようお

願います。

なお、本告示は法第2条第1項に規定する博物館（以下「登録博物館」という。）に係るものですが、法第31条第1項に規定する博物館指定施設等に対する指導又は助言に当たっても、必要に応じて参考とされるよう願います。

＜添付資料＞

- 別添1 博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示の概要
- 別添2 博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示（令和8年文部科学省告示第69号）
- 別添3 博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示 新旧対照表

記

第1 改正条文の概要

1 第1条関係（趣旨）

- （1）博物館は、博物館資料（法第2条第4項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）がわが国と郷土の歴史、文化等の正しい理解に必要な貴重な財産であり、かつ、後代の国民に継承することが将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、本告示に基づき、その事業の水準の維持及び向上並びに活動の充実及び発展を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するとともに、当該博物館の設置の目的及び使命を達成するよう努めるものとしたこと。

2 第2条関係（博物館の設置等）

- （1）博物館の設置者は、その設置する博物館の持続的で健全な運営を通して当該博物館の設置の目的及び使命を達成することができるよう、当該博物館の事業の実施、職員の確保及び処遇の改善、施設及び設備等の維持、充実及び活用等に必要な資金等の確保、条例、定款その他の規程の見直しその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。
- （2）博物館の設置者は、その設置する博物館が第3条から第17条までに掲げる事項を実施するに当たり、当該博物館に対する支援や協力その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。
- （3）市町村（特別区を含む。以下同じ。）による博物館の共同設置について、「他の地方公共団体等と共同して」設置するよう努めるものとしたこと。
- （4）博物館を設置する地方公共団体が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定や、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

第 16 条の規定による公共施設等運営権の設定など、民間事業者との連携による施設の運営管理を行う場合には、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保並びに事業の水準の維持及び向上を図ることができるよう、運営管理期間や実施体制、事業者の自主性と創意工夫に基づく取組を推進するための諸条件等について十分な検討を行い、民間事業者との緊密な連携の下に、本告示に定められた事項の実施に努めるものとしたこと。

3 第 3 条関係（博物館の経営）

- (1) 博物館は、その設置の目的及び使命を達成するため、当該博物館における博物館資料の収集、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を踏まえ、適切に資源を配分するとともに、当該博物館の活動の充実及び発展に向けた新たな支援や資金等の確保に努めるものとしたこと。
- (2) 博物館は、外部の専門性を有する者の知見も活用しつつ、当該博物館の利用者の拡大とその満足度の向上に努めるとともに、多様な支援者や協力者の拡大に努めるものとしたこと。
- (3) 公立博物館（法第 2 条第 2 項に規定する公立博物館をいう。以下同じ。）が、法第 26 条ただし書の規定に基づきその維持運営に必要な入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収する場合には、博物館の健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するとの法の目的も踏まえ、一般公衆が利用しやすいように配慮するとともに、博物館資料の展示や説明等の工夫や様態に応じて対価を柔軟かつ効果的に設定するものとしたこと。
- (4) 博物館は、基礎的な運営資金を確保した上で、寄附、会費等の外部資金の獲得や、施設利用料、広告収入、資産運用等の効果的な収益事業の推進等により、当該博物館の収入の多角化とその拡大を図るよう努めるものとしたこと。
- (5) 博物館は、国際的な状況や海外博物館の動向を踏まえ、国際的な視野に立った経営の改善に向けた工夫に努めるものとしたこと。

4 第 4 条関係（基本的運営方針及び計画）

- (1) 博物館は、基本的運営方針の策定及び公表に当たっては、当該博物館の設置の目的及び使命を明確に示し、かつ、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画及び文化芸術基本法第 7 条の 2 第 1 項に規定する文化芸術の推

進に関する計画等を踏まえるとともに、地域住民及び社会の要請に十分応えるものとなるよう留意するものとしたこと。

- (2) 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を実施するほか、当該博物館の設置の目的及び使命を達成するために必要な法第3条第1項各号に掲げる事業を適切に実施するよう努めるものとしたこと。
- (3) 博物館は、地域や社会の状況の変化に対応し、基本的運営方針の見直しを適切に行うよう努めるものとしたこと。
- (4) 博物館は、事業年度ごとの事業計画を策定し、公表するよう努めることに加え、複数事業年度にわたる中期計画を策定し、公表するとともに、その運営状況の評価に係る適切な指標を設定するよう努めるものとしたこと。

5 第5条関係（運営の状況に関する点検及び評価等）

- (1) 博物館による運営の状況に関する点検及び評価の例示として、事業計画の達成状況に加え、中期計画の達成状況及び当該博物館の活動の成果を規定したこと。
- (2) 博物館の評価を行う者の例示として、学校教育・社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民に加え、当該博物館の支援者を規定するとともに、これらを「多様な関係者」としたこと。

6 第6条関係（資料の収集、保管等）

- (1) 博物館は、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針の策定に当たっては、博物館資料をできる限り良好かつ安全な状態で将来の世代に継承することが重要であることに鑑み、基本的運営方針を踏まえ、資料の所在等の調査研究及び資料に係る学術研究の状況並びに資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して、必要な数の体系的な収集及び保管が可能となるよう留意するものとしたこと。その際、保管のための施設及び設備の確保に係る長期的な見通しに立ち、所蔵する博物館資料のみならず館外に所在する資料の状況を踏まえるよう努めるものとしたこと。
- (2) 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとしたこと。その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行

- うとともに、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとしたこと。
- (3) 博物館は、博物館資料に係るデジタルアーカイブを作成することにより、その所蔵する博物館資料の安定的な保存、効率的な管理及び積極的な活用の促進に努めるものとしたこと。その際、博物館資料の利用の拡大のため、外部のデータベース等との連携に努めるものとしたこと。
- (4) 博物館は、その所蔵する博物館資料の適切な管理のため、その来歴や展示の実績等を記録するとともに、環境の変化や虫菌害等による劣化やき損に対する予防措置、博物館資料の定期的な点検、補修及び更新等の適切な実施に努めるものとしたこと。
- (5) 博物館は、休止又は廃止に備えて、他の博物館、公民館、図書館、文化会館、劇場、音楽堂等の社会教育施設及び文化施設その他これらに類する施設、社会教育及び文化関係団体、関係行政機関、社会教育及び文化に関する事業を行う法人、民間事業者等（以下「他の博物館等」という。）との間における目録の共有その他連携に努めるものとしたこと。

7 第7条関係（展示等）

- (1) 博物館資料の展示に当たっては、基本的運営方針を踏まえるとともに、利用者や地域住民等の視点に立ち、博物館資料の価値やその収集、保管、調査研究の意義について利用者や地域住民等の理解を深めることを規定したこと。
- (2) 博物館資料の展示に当たっての留意事項として、以下を規定したこと。
- ア 所蔵資料に加え、他の博物館等から借り受けた資料等を用いるとともに、博物館資料の特性に応じた展示を行うこと。
- イ 図書、音声、映像、情報通信技術等を活用し、体験的な展示や双方向性のある展示を行うこと。
- ウ 利用者の来館状況や利用者に対するアンケートの結果、利用者の行動の観察等に基づき、展示の改善を図ること。
- エ 常設の展示について、展示の水準の維持及び向上や資料保全等の観点から、必要に応じて内容の見直しや更新を行うこと。
- オ 特別の展示について、必要に応じて他の博物館等と連携し、合同展や巡回展等の展示を企画すること。
- カ 子供とその保護者、若者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者等、多様な利用者の関心及び特性に沿った展示や解説等を行うこと。
- キ 当該博物館への来館が困難な者に向け、その困難の内容及び程度に応じ、適切な方法による博物館資料の展示や解説等を行うこと。

8 第8条関係（調査研究）

- （1）博物館が行う調査研究について、博物館の活動の充実及び発展のための専門的な調査研究を例示として規定したこと。
- （2）調査研究を実施するに当たっての留意事項として、以下を規定したこと。
 - ア 資料の貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換等により、国内外の博物館や研究機関等との相互の連携を強化すること。
 - イ 調査研究の成果を論文や報告書等により公表すること。
 - ウ イの成果を博物館資料の収集、保管及び展示等の活動に反映すること。
- （3）博物館は、当該博物館外の研究者又は他の研究機関等が行う調査研究について、当該博物館の利用その他の協力を求められた場合には、可能な限りその便宜を図るように努めるものとしたこと。

9 第9条関係（学習機会の提供及び創造的活動への支援）

- （1）博物館が実施するよう努める学習機会の提供及び創造的活動への支援に係る業務の例として、以下を規定したこと。
 - ア 実施する事業の内容又は博物館資料等に関する案内書、パンフレット、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらをインターネットの利用その他の方法により広く閲覧に供し、頒布すること。
 - イ 博物館資料に関する体験活動その他の催しの開催及びその援助、公民館、図書館、文化会館、劇場、音楽堂等の社会教育施設及び文化施設、学校、商業施設等における館外展示の実施等の方法により学習の機会を広く提供すること。
 - ウ 利用者や地域住民等に対し、博物館資料についての解説や講演会等の企画若しくは実施に係る業務の補助又は博物館資料の調査若しくは整理その他の活動の機会を広く提供すること。
 - エ デジタルアーカイブの公開や二次利用の条件を明示したオープンデータ化等により学習活動及び創造的活動等の環境を整備すること。
- （2）博物館は、第9条第1項各号の業務を実施するに当たっては、子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者の円滑な利用が可能となるよう努めるものとしたこと。

10 第10条関係（情報発信、広報等）

- （1）博物館は、当該博物館の活動の価値及び魅力について広く一般公衆に共有を図るとともに、その利用者、地域住民その他の関係者との間で望ま

しい関係を構築するため、その活動についての情報発信及び広報の実施に努めるものとしたこと。

(2) 博物館は、第10条第1項の業務を実施するに当たっては、インターネットの利用その他の方法により、一般公衆に広く認知されるような工夫に努めるものとしたこと。

(3) 博物館は、第10条第1項の業務を実施するに当たっては、当該博物館の特性を踏まえつつ、我が国の文化に対する国際的な評価やその所蔵する博物館資料に対する海外からの関心に配慮し、博物館資料についての多言語による情報提供に努めるものとしたこと。

11 第11条（利用者に対応したサービスの提供）

(1) その他特に配慮を必要とする者の例示として、子供とその保護者、若者、妊娠中の者、日本語を理解できない者を規定するとともに、配慮の方法の例示として、車椅子やインターネットの利用その他の方法による情報提供を規定したこと。

(2) 博物館は、その特性を踏まえつつ、利用者や地域住民等の利便性の向上及び快適性の確保を図るため、物品販売や飲食等の利用者や地域住民等向けサービスの提供や、多様な会場利用を含む施設及び設備の活用促進に努めるものとしたこと。

12 第12条関係（学校、家庭及び地域社会との連携等）

(1) 博物館は、他の博物館等との連携及び協力により、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会的包摂に係る課題、人口減少、過疎化、高齢化、環境問題等の地域が抱える様々な課題に、当該博物館やその所在する地域の特性に応じて取り組むよう努めるものとしたこと。

13 第13条関係（開館日等）

(1) 利用者の利用の拡大を図るための方策の例示として、早朝における開館や定期的な無料開館を規定するとともに、当該博物館の持続的で健全な運営に留意することを規定したこと。

14 第14条関係（職員）

(1) 法第4条第1項の規定に基づき博物館に置く館長については、博物館の経営及び当該博物館の事業に関する識見並びに基本的運営方針に基づきその活動の充実及び発展を図るために必要な能力を有する者をもって充てるよう努めるものとしたこと。

(2) 博物館に、法第4条第3項の規定に基づき、基本的運営方針に基づきそ

の活動の充実及び発展を図るために必要な数の学芸員を置くとともに、当該博物館の事業に関する知識及び技能を有する者をもって充て、その雇用の安定に努めるものとしたこと。

- (3) 博物館に、法第4条第5項の規定に基づき、基本的運営方針に基づきその活動の充実及び発展を図るために必要な数の学芸員補並びに事務及び技能的業務に従事する職員を置き、当該博物館の事業に関する知識及び技能を有する者をもって充て、その雇用の安定に努めるものとしたこと。
- (4) 博物館は、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方、人材養成の在り方、処遇の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備と業務の改善に努めるものとしたこと。
- (5) 博物館は、渉外、広報、デジタル化、資金調達、危機管理等の専門性を有する多様な人材及びこれらの人材や関係機関と連携して地域が抱える様々な課題に取り組む人材を実情に応じて確保し、又は活用するよう努めるものとしたこと。

15 第15条関係（人材の養成及び研修）

- (1) 博物館の職員の能力及び資質の向上を図るための研修の実施について、都道府県教育委員会に加え、市町村教育委員会を主体として追加したこと。
- (2) 博物館は、その職員が様々な業務を行うことを考慮し、人材の養成及び研修を実施するとともに、国、都道府県若しくは市町村教育委員会又は他の博物館等が主催する研修その他必要な研修、他の博物館等の職員との知見や技術の共有に資する相互の交流、学会や現地調査その他の調査研究活動等にその職員を積極的に参加させるよう努めるものとしたこと。
- (3) 博物館は、その職員に、当該博物館の事業に係る条約及び法令並びに当該博物館が自ら策定又は選択する倫理規程及び行動規範等を周知するよう努めるものとしたこと。
- (4) 博物館は、大学等と連携し、実習や見学等を希望する学芸員養成課程の学生を積極的に受け入れるなど、学芸員の養成に努めるものとしたこと。

16 第16条関係（施設及び設備）

- (1) 博物館の施設及び設備について、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第21条各号に掲げる基準を満たすことを規定したこと。
- (2) 博物館が備えるよう努める施設及び設備の内容として、以下を規定したこと。
 - ア 研究室、実験室、工作室、図書室その他の利用者や地域住民等の学習活動及び創造的活動を促進するために必要な施設及び設備

- イ 地域住民等の博物館への日常的な来館も促進するよう、利用者間の交流や情報交換、自習等を行うために必要な施設及び設備
 - ウ 休憩用の部屋や椅子、物品販売施設、飲食施設その他の利用者や地域住民等が博物館における鑑賞及び利用の体験を充実するために必要な施設及び設備
 - エ コンピュータ、サーバ、インターネットの通信環境その他のその所蔵する博物館資料の電磁的記録を作成し、公開するために必要な施設及び設備
 - オ 避難灯、防火壁その他の災害時に利用者及び職員の安全を確保し、博物館資料を保全するために必要な施設及び設備
 - カ 自家発電装置、館外収蔵庫その他の大規模災害時においてもその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備
- (3) 博物館は、施設及び設備の整備及び更新に当たっては、環境負荷の軽減、長寿命化、老朽化への対応等に留意するものとしたこと。
- (4) 博物館は、他の博物館等と連携し、施設及び設備の共用や相互利用を図るなど、必要な施設及び設備を実情に応じて確保するよう努めるものとしたこと。

17 第 17 条関係（危機管理等）

- (1) 博物館がその被害を防止すべき非常の事態の例示として、破壊、盗難、感染症のまん延、情報漏えいを規定したほか、考慮すべき事項として博物館資料や当該博物館の立地、館種等を規定するとともに、十分な措置の例示として、危機管理に関する手引書の作成に加えて計画の作成を、関係機関と連携した訓練に加えて研修の定期的な実施を、それぞれ規定したこと。
- (2) 博物館は、情報セキュリティ対策を講じるとともに、デジタルアーカイブを含む電磁的記録の作成及び公開、目録の共有、館外におけるデータの保存等による情報の保全に努めるものとしたこと。
- (3) 博物館は、大規模災害その他非常の事態が生じた場合には、当該博物館の規模及び特性を踏まえ、職員の派遣や資料の保全等、可能な範囲で被害を受けた他の博物館への支援及び協力に努めるものとしたこと。

18 附則（施行期日等）

- (1) 本告示は、公布の日から施行すること。
- (2) 「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」（平成 9 年文部省告示第 54 号。以下「私立博物館基準」という。）は、廃止すること。

第2 留意事項

1 第1条関係（趣旨）

- (1) 改正法により、都道府県又は指定都市の教育委員会が博物館を登録するに当たっては、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制、学芸員その他の職員の配置、施設及び設備等が当該教育委員会の定める基準に適合するものであることが求められるようになり、当該基準を定めるに当たっては、博物館法施行規則で定める基準を参酌するものとされたところ、本告示は、登録博物館に係る当該基準とは別に、望ましい博物館の姿として博物館が目指すことが適当と考えられる、より水準の高い内容を示したものであること。このため、原則として、博物館法施行規則で定められている事項については、本告示において重複して定めることはしないこととしていること。

- (2) 博物館には、美術館、歴史博物館、科学博物館、動物園、水族館、植物園等の多様な館種が存在し、その扱う資料の対象も多岐にわたり、また、大規模で総合的な博物館から小規模で特定の専門的事項を扱う博物館まで多様な形態が存在していることから、館種や規模の違いを踏まえつつ、本告示に規定された取組を進めていただきたいこと。

私立博物館（法第2条第3項に規定する私立博物館をいう。以下同じ。）については、その性格に照らし、設置者の自主性や独自性を十分に生かした運営が行われることが重要であること。

- (3) 博物館が特に力を入れている取組について充実及び発展を目指すことを趣旨として明確化するため、「活動の充実及び発展」を規定したこと。

また、博物館が所蔵する資料は、社会における公共的な財産の性格を持つものであり、時代を越えてできるだけ長く維持され、後世の人々もその恩恵を享受できるように保存、伝承されるべき重要なものであることから、「博物館資料…がわが国と郷土の歴史、文化等の正しい理解に必要な貴重な財産であり、かつ、後代の国民に継承することが将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識」することを規定したこと。

さらに、博物館が、教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めることに加え、当該博物館の設置の目的及び使命を達成するよう努めることを規定したところ、「設置の目的」とは主として設置者が定める博物館の事業及び活動の目的を、「使命」とは主として博物館が自ら掲げる達成すべき目標（ミッション・ビジョン）等を、それぞれ意味すること。（第1条第2項関係）

2 第2条関係（博物館の設置等）

- (1) 博物館の事業の水準の維持及び向上並びに活動の充実及び発展に当たり、設置者の果たす役割が重要であるため、設置者の責務を規定したこと。

なお、「資金等の確保」とは博物館の基礎的な運営費、人件費、設備費等を設置者が持続的かつ安定的に負担することを、「等」とは人材や物品など金銭に限らない支援を、それぞれ意味しているとともに、第3条に規定する博物館による新たな資金等の確保や収入の多角化とその拡大をもって、設置者による資金等の確保の努力が失われることとならないよう取組を進めていただきたいこと。また、「条例、定款その他の規程の見直し」とは、例えば地方公共団体の条例や企業等の定款における規定により、博物館の自主的な取組や工夫が阻害されているような場合に、必要な改正を行うことを意味していること。この他、設置者による運営に対する日常的な助言等も設置者による必要な措置として想定されることから、「その他の必要な措置」と規定したこと。

また、第2条第1項及び第2項に規定された「必要な措置」は、博物館がその専門性を最大限に発揮し、その設置の目的及び使命を果たすために重要な基盤であること、及びこうした措置が第3条に規定する博物館の経営にも資するものであることから、博物館の設置者と博物館が、共通の目的を持つ主体として連携・協働し、博物館の事業の水準の維持及び向上並びに活動の充実及び発展に取り組むことが期待されること。(第2条第1項、第2項関係)

- (2) 市町村については、必ずしも博物館の設置が想定されない場合もあることから、他の地方公共団体等との共同設置も含めて、その規模及び能力に応じた柔軟な形での博物館の設置に努めることが望ましいこと。なお、市町村の共同設置は必ずしも市町村間とは限らず、都道府県との共同設置やPFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。）等に参画する民間事業者も想定されることから「他の地方公共団体等と共同して」と規定したこと。

(第2条第4項関係)

- (3) 指定管理者制度に加えて、政府として「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和7年改定版）」（令和7年6月4日民間資金等活用事業推進会議決定）を策定し、公共施設等運営権の設定を含むPFIを推進していることから、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第16条の規定による公共施設等運営権の設定についても例示として追加したこと。

また、指定管理期間や運営権の設定期間が短いことにより長期的な見通しに立った安定的な管理運営が阻害されている事例があるといった課題や、求められる業務に対して実施体制が脆弱で事業が不安定になっているといった課題も指摘されていること、及び民間事業者にとって運営

改善に向けたインセンティブが十分に働かないことが課題として指摘されていることから、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図ることができるよう、運営管理期間や実施体制、事業者の自主性と創意工夫に基づく取組を推進するための諸条件等について十分な検討を行い、民間事業者との緊密な連携の下に、本告示に定められた事項の実施に努めることについて規定したこと。(第2条第5項関係)

3 第3条関係（博物館の経営）

- (1) 改正法に先立ち、文化審議会第3期博物館部会法制度の在り方に関するワーキンググループにおいて、答申「博物館法制度の今後の在り方について」(2021年12月20日文化審議会)が取りまとめられ、新しい博物館に求められる役割・機能の5つの方向性の1つとして、「営む（専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上）」が盛り込まれたことや、改正法に係る附帯決議において、博物館の持続的経営を可能とする新たな運営指針の策定など、各博物館が長期的に安定して資金を確保し得る仕組みの構築に向けた支援を行うことについて記載されていることを踏まえ、博物館の経営について規定する本条を規定したこと。その際、「経営」とは、日常的な業務の遂行を意味する「運営」という言葉を超えて、基本的運営方針に基づく中長期的な視野に立った経営戦略の上での人材・物資・資金等の経営資源の獲得と配分、それによる活動の効率化と成果の最大化を実現する取組を意味すること。

なお、本条は、博物館の持続的な発展のための取組を実施するための基盤となる望ましい経営の在り方を規定する趣旨であることから、第4条以降で規定する博物館の取組に先立つものとして、第3条に置くこととしたこと。(第3条第1項等関係)

- (2) 博物館の経営の要素の1つとして、博物館の活動の充実及び発展に向け、寄附者やボランティア等の支援を拡大することも考えられるが、実際には当初から寄附者やボランティアとして博物館に関わるわけではなく、利用者としての経験を積み重ねる中で関係が構築され、行動に至ると考えられることから、こうした過程に着目し、博物館の利用者の拡大とその満足度の向上、多様な支援者や協力者の拡大に努めることについて規定したこと。

また、その際、マーケティングやパブリックリレーションズなどの専門家の活用が望ましいと考えられることから、「外部の専門性を有する者の知見も活用しつつ」と規定したこと。(第3条第2項関係)

- (3) 近年、博物館の活動が多様化・高度化するとともに、利用者のニーズも多様化しており、魅力的な博物館の活動を持続的に発展させていく観点

から、法第 26 条の趣旨を踏まえながら、公立博物館が同条ただし書の規定に基づき入館料その他の博物館資料の利用に対する対価を徴収する場合の留意事項を規定したこと。

その際、博物館の健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するとの法の目的も踏まえ、一般公衆が利用しやすいように配慮（無料スペースの設置、定期的な無料開館等）するとともに、博物館資料の展示や説明等の工夫や様態（学芸員のアテンドによる解説等）に応じて対価を柔軟かつ効果的に設定するものとする。（第 3 条第 3 項関係）

- (4) 基礎的な運営資金の確保に加えて、博物館における収入の多角化とその拡大に向けた取組も重要であることから、当該博物館の収入の多角化とその拡大を図るよう努めることについて規定したこと。他方で、博物館の収入の多角化とその拡大は、あくまでも経営と活動の充実のための手段であること。

また、具体的な方策としては、寄附、会費等の外部資金の獲得や、施設利用料、広告収入、資産運用等の効果的な収益事業の推進を例示しているところ、こうした取組は博物館の経営の持続性や強靱性を高めることにつながるという観点から規定したものであること。（第 3 条第 4 項関係）

- (5) 博物館の経営に当たっては、インバウンド観光客の増加等の博物館を取り巻く国際的な状況を踏まえたり、国際博物館会議（ICOM）の活動を含む海外博物館の動向を参考にしたりすること等により、国内の知見だけでは必ずしもなし得ない経営の改善が可能になると考えられることから、国際的な視野に立った経営の改善に向けた工夫に努めることについて規定したこと。（第 3 条第 5 項関係）

4 第 4 条関係（基本的運営方針及び計画）

- (1) 基本的運営方針は、博物館がその設置の目的及び使命を踏まえた事業運営の指針として策定・公表されるものであり、活動の拠り所となるものであることから、当該方針の中で博物館の設置の目的や使命を明確に示すとともに、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画及び文化芸術基本法第 7 条の 2 第 1 項に規定する文化芸術の推進に関する計画等が目指す地域の将来像を的確に捉え、地域の教育及び文化等の振興に主体的に参画・貢献していく姿勢を具体化することが望ましいこと。（第 4 条第 1 項関係）
- (2) 法第 3 条第 1 項各号で掲げる博物館の事業が、当該博物館の設置の目的及び使命を達成するために実施されるものであることを踏まえ、これらの事業の適切な実施とともに、第 5 条に規定した運営の状況に関する点検や評価等を併せて行うことが望ましいこと。（第 4 条第 2 項関係）

(3) 基本的運営方針は、博物館が地域社会との対話を通じて、その設置の目的及び使命を共有していくための基盤となるものであるため、地域住民の新たな要請や社会情勢の変化を踏まえながら、地域と共に歩む施設としてこれを適時適切に更新していくことが、その活動の充実及び発展を図る上で重要であることから、地域や社会の状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを図ることを規定したこと。(第4条第3項関係)

(4) 中長期的な視野に立って博物館の取組を戦略的に推進していくためには中期計画の策定が望ましいことから、複数事業年度にわたる中期計画についても規定したこと。

また、中期計画及び事業計画の策定・公表に当たっては、複数年度の事業を列挙するにとどまらず、あらかじめ計画の内容とその達成の度合いや進捗状況を測る指標を一体的に設定しておくことで、計画の進捗や達成を確認し、事業の改善に逐次取り組めるようにしておくことが望ましいこと。(第4条第4項関係)

5 第5条関係（運営の状況に関する点検及び評価等）

(1) 第4条第4項において中期計画の策定及び公表等を規定したことに関連し、博物館がその設置の目的及び使命をいかに果たし、どのような社会的価値を創出したかを活動の成果として可視化することは、当該博物館の事業の水準を不断に向上させ、活動の更なる充実及び発展を図る上で極めて重要であることから、点検及び評価等の実施に当たっては、その結果を現状の確認や記録にとどめるのではなく、事業や取組の改善を逐次図り、運営の質を継続的に高めていくことが望ましいこと。また、利用者や地域住民、支援者や協力者等に対し、博物館の活動の成果を分かりやすく示して理解を促すことで、博物館の活動への共感と協力を得るための基盤として機能させるよう留意されたいこと。

また、第3条第2項において多様な支援者の拡大について規定したことを踏まえ、評価を行う主体として当該博物館の支援者について規定したところ、博物館の活動に貢献する者を評価に参画させることは、評価を質的に充実する面でも、また、支援者との関係を深化させる面でも有意義であること、及び多様な関係者による多面的な評価を博物館の事業の改善に生かしていくことが、基本的運営方針に基づいた運営及び事業の水準の向上につながることに留意されたいこと。(第5条第2項関係)

6 第6条関係（資料の収集、保管等）

(1) 博物館資料の収集及び管理の方針を定めることについては、登録博物館に係る参酌基準として博物館法施行規則に規定されているところであるが、本告示も踏まえ、改めて博物館資料の収集及び管理の方針の策定に

努めていただきたいこと。その際、内容としては、資料収集の目的と意義、収集対象の資料の範囲、資料収集に関する基準・計画、収集資料の受入れ・整理手順、資料収集の手段・方法に加えて、資料の日常の管理方法、資料の公開・活用の基準、資料の保存・修復の基準のほか、資料の除籍・処分、収集・管理に関する倫理規定についても含めることが望ましいこと。また、社会情勢の変化等に対応し、当該方針について、必要に応じて見直しを検討することが望ましいこと。

さらに、博物館が所蔵する資料は、社会における公共的な財産の性格を持つものであり、時代を越えてできるだけ長く維持され、後世の人々もその恩恵を享受できるように保存、伝承されるべき重要なものであること、及び博物館資料の保存は博物館の活動全般の基盤となることから、「博物館資料をできる限り良好かつ安全な状態で将来の世代に継承することが重要であることに鑑み、」と規定したこと。

あわせて、保管のための施設や設備の確保に係る長期的な見通しに立った上で、博物館のコレクション（資料群）の体系的な充実と、地域の資料の保護・継承が可能となるよう、所蔵する博物館資料のみならず、館外に所在する資料の状況を踏まえるよう努めることについて規定したこと。その際、例えば資料の受け入れに係る近隣の博物館との役割分担を考慮することも考えられること。（第6条第1項関係）

- (2) 博物館資料の管理の在り方に関する規定の趣旨は、将来の世代に継承するコレクション（資料群）を充実させるとともに、収蔵庫の飽和により収蔵資料の適切な保管や新しい資料の受け入れが困難となっている状況も踏まえ、再評価を通じてこれを体系的に整理し、管理の在り方の方針策定や、その必要に応じた見直しを進めながら、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用を図ることにあること。また、パブリック・コメントや博物館ワーキンググループでの御意見を踏まえ、「その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。」との規定を追加しており、安易な廃棄を推奨している趣旨では全くないものであるとともに、博物館資料の廃棄はこれまでも個別の博物館の博物館資料の収集及び管理に係る方針等に基づいて行われており、本改正により初めて廃棄が可能となるものではないこと。

その上で、博物館資料の管理の在り方の検討に当たっては、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向けて行うこととしていること。また、個別

の博物館資料の取扱いについても、こうしたことを踏まえて、当該資料の価値付けや、想定される取扱いに伴う影響等の評価を、専門家の助言も得た上で、適切に行うことが望ましいこと。

その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、当該資料の意義、性格、収蔵するコレクション（資料群）の中での体系的な位置付けを十分に踏まえた上で、多様な関係者の意見を聴きつつ、第三者的な観点を含めた手続の透明性を確保して、資料の所在等の調査研究等を踏まえた長期的な見地から、かつ、地域の実情や当該行為が及ぼす影響の評価等を含めた専門的・学術的・倫理的な見地も含めた総合的な見地から行うこと。特に、対象となる博物館資料が寄贈によるものである場合には、寄贈者の意思も確認しつつ、検討を行うことが望ましいこと。

また、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。その際に、多様な関係者・地域への事前の周知や、記録の保持等を確実にすることが望ましいこと。

上記も参考に、博物館資料の管理の在り方に関する方針の策定や規定の整備を進めていただきたいこと。それに際して、今後、文化庁として、博物館資料の管理の在り方に関する考え方を更に詳細化し、令和8年度中を目途に整理・提示する予定であること。（第6条第2項関係）

- （3）デジタルアーカイブは、一覧性・検索性に優れ、資料の定量的な把握を容易にするだけでなく、体系的な整理による確実な保管を通して効率的な管理を促進するとともに、博物館の所蔵する資料が広く知られることにより、博物館資料の積極的な活用の促進につながるほか、資料の直接の閲覧・調査の回数が減少することにより、博物館資料の安定的な保存にも資するものであること。ただし、本項の規定は、実物等資料を保存して将来の世代に継承することが博物館の基本的な機能として重要であることを前提としていること。（第6条第4項関係）
- （4）図書、文献、調査資料等を総称するに当たり、旧告示第5条第3項に規定していた「その他必要な資料」では博物館が所蔵する資料と紛らわしいこと、及び紙媒体での資料に限らず電磁的な情報も含まれ得ることから、「その他必要な情報」と規定したこと。なお、旧告示第5条第5項に規定していた図書等に関する情報の整理についても、「博物館資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な情報…の収集、保管及び活用」に含まれること。（第6条第6項関係）
- （5）博物館資料の取得経緯や管理条件、展示・貸出・貸与の実績等を明確に記録することにより、資料の適切な管理に資することから、博物館資料の来歴や展示の実績等の記録に努めることを規定したこと。

また、虫菌害への対応に当たり、自然環境や健康への配慮から薬剤を用いた燻蒸処理が困難になっていることを踏まえ、環境の変化や虫菌害等による劣化やき損に対する予防措置の適切な実施に努めることを規定したこと。

さらに、博物館資料の状況を定期的に点検することで、様々な劣化やき損のリスクを低減させ、補修及び更新等の頻度を減らすことができることから、定期的な点検の実施について規定したこと。(第6条第7項関係)

- (6) 博物館が所蔵する資料等は、広く公開され、活用されるとともに、長く保存、伝承されるべきものであることに鑑み、所蔵する博物館資料や図書等が散逸して失われることのないよう、博物館が休止又は廃止となる場合その他の従前の事業を継続できない場合には、あらかじめ他の博物館への譲渡その他の方法により、博物館資料等の適切な継承に努めること、また休止又は廃止に備えて日頃から他の博物館等との間における目録の共有その他連携に努めることが望ましいこと。(第6条第8項関係)

7 第7条(展示等)

- (1) 博物館資料の展示は、個別の博物館資料に関する利用者や地域住民等に対する知識の普及や情報の提供にとどまらず、地域住民等の郷土や文化に対する主体的な関心を高める役割が重要であること、また、資料の収集や保管、調査研究といった博物館の基盤的な機能と活動の意義についてもこうした者の理解を促すことが重要であることから、その目的について規定したこと。なお、「利用者や地域住民等」の「等」には、例えば近隣自治体の住民や外国人を含めた観光客が含まれること。(第7条柱書き関係)
- (2) 旧告示第6条第1項は、所蔵する博物館資料による常設的な展示と、他館から借り受けた博物館資料を含む特別の展示という区分を規定していたが、博物館の規模や館種によって貸借の状況を含む展示の在り方は多様であり、必ずしも実態にそぐわないため、他の博物館等から借り受けた資料等の使用や常設及び特別の展示に係る留意事項について、各号の中で規定したこと。(第7条第2号、第5号、第6号関係)
- (3) デジタル化の進展や展示方法の高度化に伴って、情報通信技術等の活用により、体験的な展示や双方向性のある展示を通して、より質の高い鑑賞体験を提供することが一層可能になってきていることから、これらについて規定を設けたこと。(第7条第3号関係)
- (4) 利用者の目線に立つことの具体的な方策として、利用者の来館状況や利用者に対するアンケートの結果、利用者の行動の観察等に基づき、展示の改善を図ることについて規定したこと。(第7条第4号関係)
- (5) 多様な利用者の関心及び特性に沿った博物館資料の展示や解説等に当

たっては、子供とその保護者、若者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者等、多様な利用者がそれぞれの視点や方法で資料の価値を発見できるよう展示環境を整備することが重要であることから、これらの者の関心及び特性に沿った展示や解説等を行うことについて規定したこと。

(第7条第7号関係)

- (6) 来館が困難な重度の障害者や海外を含む遠方居住者等が物理的な制約を超えて博物館資料の展示や解説にアクセスできるようにすることは、博物館がその設置の目的及び使命をより広範に果たす上で重要であることから、当該博物館への来館が困難な者に向け、その困難の内容及び程度に応じ、適切な方法による博物館資料の展示や解説等を行うことについて規定したこと。(第7条第8号関係)

8 第8条関係（調査研究）

- (1) 博物館に求められる役割や機能が多様化・高度化していること、また活動や資料の価値の発信や社会との共有が一層必要になっている中で、博物館の活動が効果的に行われることを目的として、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究や博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究のみならず、博物館の活動の充実及び発展のための専門的な調査研究を例示として規定したこと。

また、調査研究に当たっては、最新の研究成果を把握する必要があるため、学術研究の進展や動向を踏まえる旨を規定したこと。(第8条第1項関係)

- (2) 改正法において博物館が相互に連携を図りながら協力するよう努めることについて規定されたことを踏まえ、資料の貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換等により、国内外の博物館や研究機関等との相互の連携を強化することについて規定したところ、こうした取組は、個別の博物館では持ちえない多様な価値を共有することで、博物館の活動の質を一層高める効果が期待されるものであること。なお、旧告示第7条に規定していた他の博物館、研究機関等との共同研究についても、これに含まれること。(第8条第2項第1号関係)

- (3) 調査研究の成果を論文や報告書等により公表することは、学術の発展に寄与するのみならず、博物館が有する価値を社会に還元し、その存在意義と信頼性を客観的に示すための重要な取組であること。(第8条第2項第2号関係)

- (4) 調査研究の成果を博物館の事業に有効に活用するため、成果を博物館資料の収集、保管及び展示等の活動に反映することについて規定したこと。なお、「博物館資料の収集、保管、展示等」の「等」には、情報発信、広報、教育活動が含まれること。(第8条第2項第3号関係)

- (5) 他の博物館や研究機関等との相互連携のみならず、博物館外の研究者又は研究機関が主体となって行う調査研究も学術の発展にとって重要であることから、当該博物館外の研究者又は他の研究機関等が行う調査研究について、当該博物館の利用その他の協力を求められた場合には、可能な限りその便宜を図るように努めることについて規定したこと。その内容としては、例えば、博物館資料の閲覧・調査や保有するデータの提供等の協力が想定されること。(第8条第3項関係)

9 第9条(学習機会の提供及び創造的活動への支援)

- (1) 改正法により博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うこととなったことを踏まえ、学習機会の提供と創造的活動への支援の両面から規定したこと。なお、第9条柱書きにおける「創造的活動」及び「業務」には、旧告示第8条に規定していた「調査研究」に係る取組も含まれること。(第9条柱書き関係)
- (2) 旧告示第9条第1項に規定していた案内書等の効果的な作成に当たっては、学習機会の提供や創造的活動への支援の観点が必要であることから、場所を移動しつつ、文言を整理した上で規定したこと。なお、「博物館資料等」の「等」には、博物館の歴史や由来、景観や建築物、博物館が有する情報や知見など、博物館の所蔵する資料に限らない有形無形の情報が含まれること。
- また、来館者のみならず多くの人々がこれらの資料や情報に接することができるよう、インターネットの利用その他の方法により広く閲覧に供し、頒布することを規定したこと。(第9条第1項第1号関係)
- (3) 他の主体が開催する催しへの援助や、公民館、図書館、文化会館、劇場、音楽堂等の社会教育施設及び文化施設、学校、商業施設等における館外展示の実施は、学習機会を提供するだけでなく、多様な場において資料に触れる機会を創出することで、地域の文化的な土壌の醸成に加えて地域社会との関係の構築の観点からも重要であることから、これらについても学習機会の提供の例示として規定したこと。(第9条第1項第2号関係)
- (4) 希望する利用者や地域住民等に対して博物館の活動に参画する機会を広く提供する観点や、学習活動及び創造的活動の資源として有用なデジタルアーカイブを公開するとともに、二次利用の条件を明示したオープンデータ化等を行うことにより、利用者による積極的な活用が可能になることから、規定を設けたこと。また、デジタルアーカイブの公開や二次利用の条件を明示したオープンデータ化は、利用者が時間や場所の制約なく博物館資料を利用するための環境整備として積極的な学習活動及び創造的活動等を促すものであり、その際、博物館が発信する情報は、教育現場等においても信頼性の高い素材として期待されていることに鑑み、

正確かつ利便性の高い環境整備に主体的に取り組むことが望ましいこと。
（第9条第1項第3号、第4号関係）

- (5) 学習機会の提供及び創造的活動への支援に当たっても、多様な利用者への配慮が求められることから、規定を設けたこと。（第9条第2項関係）

10 第10条（情報発信、広報等）

- (1) 情報発信及び広報等は、博物館がその活動の価値及び魅力を社会に広く提示し、多様な関係者と社会との間で共感を醸成するとともに望ましい関係を構築するための重要な取組であること、及び改正法に係る附帯決議において、博物館に対する公的支援の必要性等に関し広く国民の理解が得られるよう、博物館が担う社会的機能の重要性等について広報活動を実施することが記載されていることを踏まえ、博物館の活動に関する情報発信及び広報等について規定したこと。（第10条第1項関係）
- (2) グローバル化の進展やインバウンド観光客の増加に伴い、多言語による情報提供を行うことは、我が国の文化に対する国際的な評価や海外からの関心の高まりに的確に応えるために重要であること。また、第7条、第9条及び第11条等に規定した取組と併せ、国内に在住する日本語を理解できない者への情報発信や広報に資するものであることから、博物館資料についての多言語による情報発信に努めることについて規定したこと。（第10条第2項関係）

11 第11条（利用者に対応したサービスの提供）

- (1) 本条は、多様な利用者が博物館を円滑かつ快適に利用することができるよう、博物館に求められる配慮やサービスの提供に特に焦点を当てて規定しており、こうした取組は、あらゆる人々に開かれ、社会的な包摂を推進する機関としての博物館の役割を果たす上で重要であることに留意されたいこと。

その際、旧告示第10条第1項に規定していた「乳幼児の保護者」については「子供とその保護者、若者、妊娠中の者」と配慮を要する範囲を拡大するとともに、「外国人」については博物館法施行規則第21条第4号の規定振りと併せて「日本語を理解できない者」としたこと。

また、高齢者に対応した配慮手段である「車椅子」や、情報通信技術の進展を踏まえ「インターネットの利用その他の方法による情報提供」についても規定したこと。（第11条第1項関係）

- (2) 旧告示第10条第2項に規定していた「青少年」について、次世代を担う人々との持続的な関係を築き、社会教育及び文化の振興の裾野を広げる観点から、大学生や20代、30代を一般的に意味する「若者」に範囲を拡大した上で、「子供及び若者」と規定したこと。

また、改正法により博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うこととなったことにより、子供及び若者の知的好奇心や学習意欲に応えるだけでなく、これらの者の主体的かつ創造的な活動を多面的に支える役割を果たすことが期待されていることから、学術研究に加えて文化芸術を規定したこと。（第 11 条第 2 項関係）

- (3) 「多様な会場利用を含む施設及び設備の活用」としては、例えば、会議や式典を目的としたユニークベニユーとしての会場の貸出等が想定されており、「物品販売や飲食等の利用者や地域住民等向けサービスの提供」と併せ、便宜供与にとどまらず、博物館における体験の質を高めることで、博物館の新たな魅力を創出するための取組であり、利用者や地域住民等の潜在的なニーズを捉え、博物館ならではの付加価値を提供していくことが、地域社会における博物館の存在意義を高め、経営基盤の強化にも資するものであることに留意されたいこと。（第 11 条第 3 項関係）

12 第 12 条（学校、家庭及び地域社会との連携等）

- (1) 第 12 条第 2 項は、改正法の公布通知を踏まえて規定したところ、こうした取組は、博物館が地域の多様な主体を結びつける「ハブ」として機能し、地域社会の持続可能な発展を支えるとともに、地域の活力の向上に主体的に寄与することで、博物館自身の持続可能な発展にも寄与するものであることに留意されたいこと。

また、その内容としては、例えば、博物館資料を商品開発や地域のブランディングに活用したり、博物館のボランティアとして高齢者や障害者等に社会参画の機会を提供したりするなど、地域の課題とニーズに応じた取組が想定されること。（第 12 条第 2 項関係）

13 第 13 条（開館日等）

- (1) 博物館の利用者の利用の拡大に向けた方法の例示として、早朝の開館も夜間の開館と同様に有意義であることや、法第 26 条の規定の趣旨を踏まえて定期的な無料開館を行うことも有意義であることから、これらについて規定したこと。これらの取組は、観覧機会の拡大や分散化の観点だけでなく、多様な生活スタイルを持つ人々に対して学習機会や創造的活動を提供するものであり、博物館の設置の目的及び使命を発揮させる上で重要であるとともに、開館日や開館時間の設定に当たっても、特定の職種や特定の曜日に利用を希望する者を含め、利用者や地域住民等のニーズに応じた柔軟な検討に努めることが望ましいこと。

他方で、開館時間の延長を要因とした労働環境の悪化に繋がらないよう配慮するよう観点も重要であることから、「当該博物館の持続的で健全な運営に留意」する旨を規定しており、博物館活動を充実させるためには、

適切な勤務体制の構築を通じた持続可能な運営基盤の確立が重要であることに留意されたいこと。(第 13 条関係)

14 第 14 条 (職員)

- (1) 博物館の職員に有為な人材を得ることは、博物館の経営の強化や活動の充実及び発展を図っていくための基盤としても非常に重要であることから、法との関連性を明確化しつつ、全般的に規定を充実したこと。

また、「博物館の経営及び当該博物館の事業に関する識見」とは、博物館の責任者として事業や業務を管理・運営するに当たって必要とされる学識や見識を意味しており、具体的には、他の博物館や企業等での職務経験等を通じて培われた管理職としての業務遂行能力や、当該博物館の事業に関連する分野における専門的な知見等が想定されること。

さらに、「基本的運営方針に基づきその活動の充実及び発展を図るために必要な能力」とは、具体的には、活動の充実及び発展に必要な経営戦略の立案や調整能力、学芸員をはじめとする博物館の職員の取組の成果を最大化するためのマネジメント能力等を意味すること。(第 14 条第 1 項等関係)

- (2) 改正法に係る附帯決議において、学芸員をはじめとする専門的職員の育成・配置が重要であることを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善について記載されていることに鑑み、博物館の持続的で健全な運営を支え、事業の水準を維持及び向上させていく観点から、これらの職員についてその雇用の安定を図るよう努めることについて規定したこと。なお、「雇用の安定」には、常勤の職員としての雇用のほか、長期契約、円滑な契約更新等が含まれること。(第 14 条第 2 項、第 3 項関係)

- (3) 博物館に求められる役割や機能が多様化・高度化している中で、第 14 条第 6 項に規定した専門性の高い実務を適切に分担することで、学芸員が博物館資料の収集、保管、展示並びに博物館資料に関する調査研究といった博物館の基盤的な機能に注力できる体制を整え、博物館の持続的な発展に資することが重要であること等から、専門性を有する多様な人材及びこれらの人材や関係機関と連携して地域が抱える様々な課題に取り組む人材を実情に応じて確保し、又は活用するよう努めることについて規定したこと。なお、「実情に応じて」とは、各館が必要とする専門性を有する人材の人数や専門性等に応じて、委嘱や派遣、複数館の兼務といった柔軟な形態により、人材を確保又は活用することを想定していること。

また、例示している分野に係る人材の具体的な想定としては、概ね以下が考えられること。

ア 「渉外」の専門性を有する人材としては、パブリックリレーションズ

の専門家等

イ 「広報」の専門性を有する人材としては、ライター、SNS運用の専門家等

ウ 「デジタル化」の専門性を有する人材としては、デジタルアーキビスト等

エ 「資金調達」の専門性を有する人材としては、マーケティング、ファンドレイズの専門家等

オ 「危機管理」の専門性を有する人材としては、防災、情報セキュリティの専門家等

カ 「関係機関等と連携して地域が抱える様々な課題に取り組む人材」としては、地域コーディネーターや社会教育士等

(第14条第6項関係)

15 第15条（人材の養成及び研修）

- (1) 旧告示第14条第1項においては、都道府県の教育委員会による研修の機会の充実についてのみ規定しているが、国及び都道府県教育委員会による研修の実施については法第7条で規定されていること、及び市町村単位での研修の実施により地域内のネットワークの形成や地域の実情に合わせた効果的な職員の資質向上が期待されることから、市町村の教育委員会による取組についても本告示において規定したこと。あわせて、都道府県の教育委員会が広域自治体として域内にある市町村の教育委員会の支援を行うことも、人材の養成及び研修の広域的な体制構築の観点から重要であること。なお、本告示は登録博物館に係るものであることから、旧告示と同様、その設置者たり得ない国については規定していないこと。

(第15条第1項関係)

- (2) 博物館に対する信頼を持続的なものとするためには、その職員の法令遵守の徹底と高い倫理観の醸成が重要であることから、その職員に、当該博物館の事業に係る条約及び法令並びに倫理規程及び行動規範等を周知するように努めることについて規定したこと。なお、倫理規程や行動規範には、博物館が自ら策定するもののほか、国際組織や関係団体が作成するものもあり、その選択は博物館に委ねられているため、「当該博物館が自ら策定又は選択する倫理規程及び行動規範等」と規定したこと。(第15条第3項関係)
- (3) 博物館法施行規則第1条に基づき学芸員養成課程の科目の一つとされている博物館実習は、登録博物館等における実習によって修得するものとされており、博物館による学生の受入れが必要となることや、博物館における実習や見学等が学芸員を目指す学生にとっての実践的な学びとして重要であることから、大学等と連携し、実習や見学等を希望する学芸員

養成課程の学生を積極的に受け入れるなど、学芸員の養成に努めることについて規定したこと。

なお、実習や見学等の受け入れに当たっては、「[博物館実習ガイドライン](#)」（令和6年6月文化庁）をはじめとする関連文書も参考の上、学芸員養成に携わる大学等との緊密な連携の下でその内容を充実させることに加え、「長期実践型館園実習」等、学生の実践的な学びや体験機会を充実させるプログラム等も検討することや、大学等での学芸員養成課程についても積極的な協力を行うことが有意義であること。（第15条第4項関係）

16 第16条（施設及び設備）

- （1）令和5年2月の博物館法施行規則の一部改正により、博物館の施設及び設備に関する参酌基準が定められたことから、本告示においては、当該基準の具体的な内容に加え、当該基準を上回る博物館の活動の充実及び発展のために必要な施設及び設備について定めることとし、その旨を明確にするため、博物館法施行規則第21条各号に掲げる基準を満たすことを規定したこと。（第16条第1項柱書き関係）
- （2）虫菌害への対応に当たり自然環境や健康への配慮から薬剤を用いた燻蒸処理が困難になっていることを踏まえ、総合的有害生物管理（IPM）の観点から、資料への被害を未然に防ぐ予防措置を体系的に講じるための「防虫、防菌」のために必要な施設及び設備についても規定したこと。（第16条第1項第1号関係）
- （3）法第3条第1項第4号の後段で定める研究室、実験室、工作室、図書室等の施設及び設備は、利用者や地域住民等の学習活動及び創造的活動を促進するものであり、こうした施設及び設備の利用を通じて博物館の価値及び魅力に触れる機会を拡大することは、地域における知の循環を促す上で重要であることから、規定を設けたこと。（第16条第1項第2号関係）
- （4）利用者間の交流や情報交換、自習等を行うために必要な施設及び設備の整備は、地域住民等の多様なニーズを踏まえた博物館への日常的な来館を促進するものであり、博物館の事業に親しむ端緒となるとともに、地域住民の交流により、コミュニティの形成や新しい価値が生まれる文化拠点としての博物館の機能の強化にも資することから、規定を設けたこと。（第16条第1項第3号関係）
- （5）来館者の満足度と再訪意欲の向上を図るためには、博物館における鑑賞及び利用の体験を充実させるために必要な施設及び設備の整備が重要となることから規定を設けたこと。また、「物品販売施設、飲食施設」の内容としては、例えば、ミュージアムショップ、カフェ、レストラン等が

想定されること。(第 16 条第 1 項第 4 号関係)

- (6) 改正法において博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開することが博物館の事業として規定されたことを踏まえ、そのために必要となる施設及び設備について、コンピュータ、サーバ、インターネットの通信環境を例示しつつ、その他のその所蔵する博物館資料の電磁的記録を作成し、公開するために必要な施設及び設備として規定を設けたこと。(第 16 条第 1 項第 6 号関係)
- (7) 博物館資料を保全するために必要な施設及び設備は、災害時に利用者及び職員の安全を確保し、資料を守るために不可欠であることから、旧告示第 16 条第 2 項の前段を移動しつつ、避難灯、防火壁を例示しながら規定したこと。(第 16 条第 1 項第 7 号関係)
- (8) 第 7 号において災害時の損傷の回避と避難(持ち出し)を想定した博物館資料の保全を規定しているのに対し、第 8 号においては、博物館資料の保管は、災害時においても温湿度管理を継続するなど適切な環境下で博物館資料を維持することを想定し、自家発電装置、館外収蔵庫その他の大規模災害時においても博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備について規定を設けたこと。(第 16 条第 2 項第 8 号関係)
- (9) 「環境負荷の軽減」については、社会の脱炭素化の流れを踏まえて規定しており、その内容としては、例えば断熱材・遮熱材の使用や、空調・照明・換気設備等の省エネルギー化の対応が想定されること。

また、「長寿命化、老朽化への対応」については、整備時に特殊な工法や素材を使用したために施設の維持管理や補修、改修が困難になる事例が見られることを踏まえて規定しており、その内容としては、例えば整備時にあらかじめ高耐久性と代替可能性を備える素材を採用したり、老朽化に伴う将来的な改装・修繕を見据えた整備や更新計画を策定したりすることが想定されること。(第 16 条第 2 項関係)

17 第 17 条(危機管理等)

- (1) 複雑化する現代社会のリスクに対して利用者や職員の安全を確保するとともに、博物館資料を保全する観点から、博物館が直面する人為的な危機として「破壊、盗難」、「情報漏えい」を、また新型コロナウイルス感染症を踏まえて「感染症のまん延」をそれぞれ規定したほか、危機管理の際に考慮すべき事項として、博物館の特性に加え、博物館資料や当該博物館の立地、館種等を規定したこと。

また、被害防止のためにとるべき具体的な措置として、非常事態が発生した場合の早期復旧に向けた BCP(Business Continuity Plan: 事業継続計画)を作成することが損害を最小限にとどめるために重要であることを踏まえ、手引書に加えて「計画」を規定するとともに、措置の実効性を

高める観点から、作成に加えて「周知」を、関係機関と連携した訓練に加えて「研修」を、それぞれ規定したこと。(第 17 条第 1 項関係)

- (2) 情報漏えいやサイバー攻撃など、情報機器及びインターネットに係るリスクが高まっていることを踏まえ、博物館は、情報セキュリティ対策を講じるとともに、デジタルアーカイブを含む電磁的記録の作成及び公開、目録の共有、館外におけるデータの保存等による情報の保全に努めることについて規定を設けたこと。なお、「情報セキュリティ対策」には、適切なアクセスの制限や監視、データの持ち出し制限、SNS 等での不適切な発信や風評被害対策等が含まれること。(第 17 条第 2 項関係)
- (3) 東日本大震災や能登半島地震の際に、関係団体や他の博物館から被災した博物館に対する自主的な支援が見られ、こうした取組を促進する観点から、博物館は、大規模災害その他非常の事態が生じた場合には、当該博物館の規模及び特性を踏まえ、職員の派遣や資料の保全等、可能な範囲で被害を受けた他の博物館への支援及び協力に努めることについて規定したこと。(第 17 条第 4 項関係)

18 附則第 2 項（私立博物館基準の廃止）

- (1) 改正法により会社立を含めて私立博物館の登録が可能となっていること、及び学習機会の提供については登録博物館に期待される取組として本告示に規定されていることから、私立博物館が青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準を定めた私立博物館基準の存在意義が実質的に失われているため、本告示において廃止したこと。(附則第 2 項関係)

【本件担当】

文化庁企画調整課

TEL : 03-5253-4111 (内線 4833、4889)